Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

＜報　告＞

上座仏教におけるシーマー（結界）の由来と ヴィスン・ガーマ（独立村）

Sayadaw U Vijjānanda

1．シーマーsīmā（結界処・戒壇）の由来

正覚者である釈尊は，過去四劫十万劫のあいだ十波羅密の菩薩行をおこなった結果，最後の生涯として釈迦国カピラヴァストゥ城のスッドゥダナ（浄飯）王の王妃であるマーヤー夫人から生まれた。幼名はシッダッタで，名字はゴータマとして知られる。

王子は29歳まで宮中で生活を楽しみ，29歳の時出家，6年間苦行をした。35歳の時，ヴィサカ月満月の夜，覚りを開き，ブッダとなった。

ブッダとなって2カ月目のワーゾー月の満月の日から5名の修行者に「転法輪経」を説いた。皆悟りを得て，比丘・阿羅漢になり，サンガが成立した。次に金持ちの長者の息子ヤサとバッダワッギーの仲間30人の青年たちへ説法をなし，彼らもブッダの弟子になった。

次々と仏弟子が出来，サンガ（僧迦・教団）は釈尊が成道して6カ月の間に，比丘僧の数が1千人以上にもなった。

釈尊は，増えてきたサンガの僧たちに対して，「いつも比丘僧たちが和合するように」と教えた。どのような行事をおこなった時でも，弟子たち全員の心身による和合が必要であり，「僧の中で一人でも不和合であれば，この行事は成立しない」と教えたのである。

釈尊の生涯の初期には，仏弟子たちの数もそれほど多くはなく，サンガの行事も多くはなかった。したがって行事があったときには弟子たち全員が和合することが容易であった。それでシーマー（結界処）は必要がなかった。

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

しかし，僧侶の数が増えるにしたがって，釈尊の居所から離れて遠方まで行き滞在する弟子たちも増えてきた。広大なインドの諸地方に，別々に分かれて修行したり布教するようになった。ある比丘僧たちはマガダ国，またある比丘僧はコーサラ国，あるいは，ヴェーサーリー国へと遊行滞在するというように，別々に遠くはなれて過ごさなければならなくなった。また，サンガ内での儀礼つまり行事も多くなってきた。

それでインド全土に別々に過ごしている比丘たちを，行事を行なう度に全員一カ所に和合するため集めることは，困難になった。

そのことを釈尊に報告した。釈尊は，それなら「それぞれ自分の住んでいる村の境界内にいる全員の比丘僧の心身による和合があれば，どのような行事でも行なうことができ，その行事は成立する」と許可された。

シーマーにおける行事	比丘式
	布薩会
	パヴァラナ（安居終了式）
	カティナ（功徳衣式）

インド全土に別れ別れに住んでいる比丘たちすべてを集めなければならないという必要がなくなった。自分のいる村の境界内にいる比丘たちを集めて容易に行事を行なうことができるようになった。

しかし，釈尊の時代も中・後期になると比丘の数は，さらに増えてきた。村の境界にしても，数キロメートル位の村もあれば，何十，何百キロメートルという広くて大きな境界もある。このように広くて比丘数も多い境界内では，行事を行なう度に比丘全員を集めるための苦労も多くなった。また1カ月に2回布薩日に出席できない比丘の委任をとらなければならず，行事の間に，他の境界から別の比丘が入らないように，止めなければならない，というような色々なことが起こり，行事の仕方が難しくなった。

そのようなサンガの比丘たちの不便さを理解した釈尊は，自分の境界内で

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

場所を決め，その場所に「シーマーsīmā 結界処」をつくるように許可した。

行事を行なうなら，そのシーマーの中に入って，シーマー内の比丘の和合があれば，その行事は成立する。そのシーマーに入らない比丘の和合をとる必要がない。このようにシーマーを定めてから，人工シーマーという形式のものができた。それで今では，人工シーマーも自然シーマーも利用できるようになった。ただし，人工シーマーは，自然シーマーの中に一つの地区を限定して設定するわけである。大きな地域から小さな地区に限定して設定し，大きな地域から小さな地区に縮小したため，仏教行事がし易くなった。

(1)　地球上の比丘全員の心身による和合
(2)　村の境界内における比丘全員の心身による和合
(3)　定められた地区内における比丘全員の心身による和合

このように場所を狭く限定したので和合がし易くなった。和合をし易くするために，シーマーの設定許可がなされたのである。

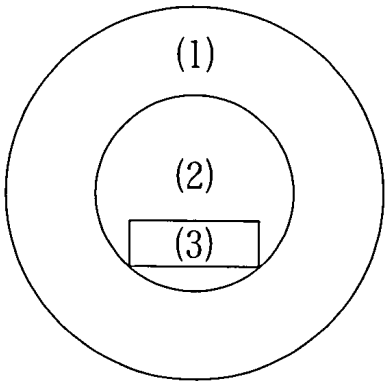

図〔1〕 Vinaya III, Mahāvagga Uposathakhandaka に基付き作成

2．独立村 Visuṃ gāma

「ヴィスン Visuṃ」という意味は「特別，別の，独立」ということで，「ガーマ gāma」とは「村」の意味である。ここでは村の境界線内の地域を指

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

し，村長一人の権限の及ぶ範囲をいう。

ここで独立とは，地区も別で，権限も別でなければならない，ということである。すでにシーマーの由来記で説明したが，人工シーマーを定めるには，自然シーマーの比丘の和合が必要になる。広く大きな境界内でも比丘僧全員が集まらなくてはならない。

ミャンマーでは，その比丘全員を集めることが難しいからとして村の境界を分割し，独立村として認定してくれるようにと，宗教省に申請し，当局がこれを認め許可をしているが，これは実際の行政区画と関係をもつものではない。

また分割は，村落レベルの段階のみではない。現在の国家は，何処でも当局があり，権限を中央と地方とに分けて統治している。

ミャンマーの例をあげると，

(1) 国家　(2) 州　(3) 県　(4) 市　(5) 村

それぞれの段階により役所がある。その中で(5) 村　が最小単位である。これが一人の村長の権限のおよぶ範囲で，その範囲内には部落が一つのものもあれば，二つ，あるいは三つの場合もある。村が統合すると市区，市区が統合すると州，州が統合すると国家となる。

村の場合のみならず，市区や県，州，国家も，独立市区，独立県，独立州，独立国家も成立可能となる。

(一)　ミャンマーは何千年にもわたって国家として独立を保っていた歴史を持っているが，近代に入ってから不幸にも三度におよぶ戦争を経て英国の植民地となり，一時は，独立国ではなかった。西暦1945年に，ようやく再び「独立（ヴィスン）国家」となった。国際連合国内の一つの独立国家のメンバーとして，ミャンマーは，その代表者が国家の権限を持つに至ったのである。

かつて，パキスタンは，東パキスタンを含む一つの国家であったが，1971年に東パキスタンは，独立して「バングラディッシュ」という国家

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

となった。近年では，ソ連邦が崩壊して，14の国家が，独立した国家となっている。

㈡ 現在ミャンマーには，七管区，七州があり，それぞれ各長官が責任をもって行政を担当している。以前は，ヤンゴンを首都として管区8，州4に分けられていた時代もあったが，ペグー管区からインセン県，モービー県，ハンサワディ県を分離してヤンゴンと合併して一つの管区をつくった。このヤンゴン管区は，ペグー管区から独立したものである。

タニンサーリ管区内では，その中のタトン県およびチャイカミー県を合併して一つのモン州にした。これも独立した行政上の一州である。

㈢ 以前はヤカイン管区内で，セットエ県の中のマウント市区，プンナーチュン市地区を分割し，1961年にメーユ県をつくった。メーユ県も独立した行政上の県である。

サガイン管区内で，チェントン県の中からカレー市区を分割してカレー県をつくった。また，ミンジャン県からニョンウをとりだし，ニョンウ県をつくった。これも独立した県である。

㈣ 昔，マンダレー県の中で，マンダレー市区からバティンジーをとり出し，バティンジー市区をつくった。ヤンゴン管区では，クアンチャンコン市区があったが，その北部を分割してコンム市区をつくった。これも独立した市区である。(cf.「Encyclopedia Birmanica」)

㈤ 以上，国家や州，県，市区レベルにおける独立国や独立州，独立市区についてのことを述べた。それは「ヴィスン・ガーマ（独立村)」のことを理解してもらうためであった。村レベルについても同じことである。つまり，地域を分け，権限も分けて，別の人に責任を持たせることによって，「独立村」も成立することになる。

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

規模の大，小が異なるのみである。具体的に例をあげよう。

(六) 例えば，ある市区内に55の村があるとする。その中に「ニョンビンダー村」という名前の村があり，そのニョンビンダー村の面積が，15平方マイルあるとする。この村の地域内には，そのニョンビンダー村のほかにも，タイエーコン村，グンカウ村と呼ばれる地域があり，それらについてもニョンビンダー村の村長が責任を持ち権限をもっている。

ところで，中央の当局者が，ニョンビンダー村は面積も広く，村を治めるのが困難そうなので，その中の6平方マイルの面積を分割して「タイエーコン村」として独立させてマウンピューを村長として責任を持たせるならば，タイエーコン村は，独立村となる。

市区役所内には，村が55から一つ増えて56となり，村長も56人になる。このように，市役所中に村が一つ増え，村長も一人増えないと，村は独立村とはいえない。

したがって，新しく国の行政区画として認められた「タイエーコン村」に対して，もとのニョンビンダー村長は，まったく関係がなくなる。収納税，事件や事故，遺産相続，民事，刑事事件などに関しても新しく任命されたタイエーコン村の村長のマウンピューの所管する役目である。タイエーコン村の村長で問題が解決できない場合は，市役所に訴えねばならない。

このような意味で，アッタカター（注釈書）師は，

Yampi ekasmiṃ yeva gāmakhette ekaṃ padesaṃ ayaṃ visuṃ gāmo hotīti paricchinditvā rājā kassaci deti. sopi visuṃgāmasīmā hotiyeva.

と言われた。この意味は，「一つの村の境界内の一部の地域を指して，この地域は独立した村であると定めて，（王が）誰かを村長として権限を与え

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

たならば，この地域も独立した村である」ということである。

歴史的に考えてみると，釈尊在世時代も注釈書作成時代および王政時代も封建制の時代で，現在の社会制度や行政方法とは大いに異なっている。

自分の信用する部下を，自分の代わりに市長や県知事，村長に権限を与えることを，パーリ語で「kassaci deti（それを誰かに与える）」と言った。その権限を受けた人を村長にしたということである。

「ayaṃ visuṃ gāmo hotuti.（この地域は独立した村である）」と認められると，もとの村の村長と資格は同じである。

ただし，現在のミャンマーでは，独立した村「ヴィスン・ガーマ」とするためには，文書を作り当局者に申し込みをする。役所もこれに対して許可を出している。しかし，実際には独立認可された地域に対する村長の権限に移動はない。もとの村の村長に権限があるのであり，村の数が増えたわけでもないのである。

つまり，行政上の村として認められたわけではないのである。

したがって，律蔵 Vinaya による村の自然境界（図〔1〕の(2) cf.）とも認められない。

しかし，ミャンマーでは，書類を作成して申請すると，それが宗教省から認められ，他の宗教（例えば，キリスト教，回教）の教会やモスクにも許可を与えているのと同様に，認められている。

これでは，律蔵 Vinaya に合致する「ヴィスン・ガーマ（独立村）」ということはできない。

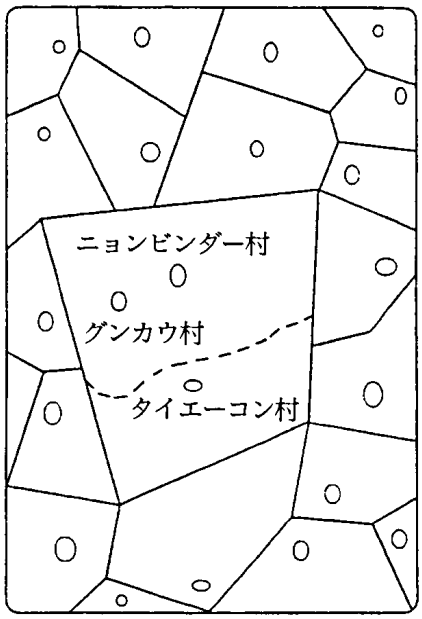

図〔2〕

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

＜資　料＞

ボードーパヤー王（1781-1819）とマウンダウン長老の問答

〈シータピェヂー〉からの質問

「長老比丘が願書による申し出をなし，それを認めて結界を認定した境界には，シーマーにする許可を与えるが，この領土は古い市長の境界から離れて別に独立した村（visuṃ gāma）になったのではない。また，家臣たちに哀れみをたれて領土を与えたようなのでもない。古い領土（境界）から離れて独立した村にならなければ，ヴィスン・ガーマにならない。ヴィスン・ガーマにならないと，その境界内で結界してもシーマーは不成立である。

シーマーは仏教の源（原点）であるから疑問のないように長老比丘たちに尋ねるように，との緬暦1148（1786AD）年ピャードー月白分７日の勅令を念頭において長老方に申し上げます。

お願いですが，疑問が起こらないように，ヴィスン・ガーマについて，現在の仕方でヴィスン・ガーマが成立するか，どうかを仏典通りに説明してくださるよう，お頼みいたします。」

上記のように緬暦1148年ピャードー月白分８日西方ニッチェ市シータピェヂー（地主役人）を派遣し依頼した。

〈マウンダウン長老〉からの応答

「バッダ・シーマー（baddha-sīmā）を認定する場所は２種ある。普通の（もともとからあった）村の境界内と独立した村の境界内とである。

(1) 元来（従来）の村の境界内の一部＝独立村（Visuṃ-gāma 1）

律蔵，註には，以下のように述べている。

Yattake padese tassa tassa gāmassa bojakā baliṃ labhanti. So padeso appo vā hotu mahanto vā gāmasīmā tveva saṅkhaṃ gacchati.

（ある場所においてそれぞれの村の村長は税を取る。その課税した場所は，小であれ大であれ，村，村の境界，と呼ばれるようになる。この言葉は元

NII-Electronic Library Service

Society for the Study of Pali and Buddhist Culture

来の村のことを指している。）

(2)　前記の元来の村から区別して区切られた独立村（Visṃ-gāma 2）についても，律蔵，註に下記のように記している。

Yampi ekasmiṃ yava gāmakhette ekaṃ padesaṃ ayaṃ visuṃ gāmo hotūti paricchinditva rājā kassaci deti.
Sopi visuṃ gāmasīmā hoti yeva.
（一つの元来の村境界内において，ある場所を，これが独立した村であれ，と区切って王が誰かに与えるならば，この場所も独立した村である。）

Gāmaggahena nagaraṃpi gahitameva hoti.
（ガーマという語には市も含まれている。）
以上の引用パーリ文は，すべて Samantapāsādikā（結集版）Vol. III, p. 333 による。

村長が税金をとる場所は，元来の一つの村境界内である。この元来の境界内で独立した村にするとして王が与えると，一部の場所でも独立村である，という意味である。

このように，税金について注釈書に言われているので，家臣に王が村を与えたときに，税金を分割し取らせたように，税金を取らせることができるようにしてから与えないと独立村として成立しない。

（Pathama Maundaun Sayadaw 述）『アメードーピエ（問答）書』p. 181

NII-Electronic Library Service